



日本貿易振興機構(ジェトロ)

「新輸出大国コンソーシアム」  
専門家による海外展開支援  
(パートナーによるハンズオン支援)

2025 年度 申込要領

農林水産・食品関連の「輸出」案件につきまして  
は、まずは最寄りのジェトロにご相談ください。

ジェトロ国内事務所一覧  
<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

## I. 事業の目的

「新輸出大国コンソーシアム」の趣旨に基づき、海外展開計画策定から海外販路開拓、海外拠点の立ち上げなどを専門家が「伴走型（ハンズオン）」で支援します。

## II. サービス概要

### 1. 「新輸出大国コンソーシアム」とは

- ・ 「新輸出大国コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」）は、政府系機関、地域の金融機関や商工会議所など国内各地域の支援機関が幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行う体制です。ジェトロはコンソーシアムの事務局機能を担っています。
- ・ 支援機関は、自らの機関では解決が困難な課題について、他の支援機関に協力依頼を行うことができ、支援を希望する企業は、複数の機関から様々な支援を受けることができます。
- ・ また、海外ビジネスに精通した人材を専門家としてジェトロに配置し、専門家は企業の現地調査や販路開拓サポート等の支援を行うとともに、コンソーシアムの各支援機関と連携して、支援機関が提供する支援措置の中から、適切な支援を企業が受けられるよう調整を図ります。これにより、企業は様々な段階に応じて、よりきめの細かい、総合支援を受けることが可能となります。
- ・ 上記のほかコンソーシアムの詳細については、下記のWEBサイトをご覧ください。  
<https://www.jetro.go.jp/consortium/about.html>

### 2. 「専門家による海外展開支援」で提供できるサービス

- ・ 「専門家による海外展開支援」の選考により採択された企業（以下「採択企業」）には、上記コンソーシアムの趣旨を踏まえ、海外ビジネスに精通した専門家が、継続的な企業訪問やオンライン面談、海外出張同行などを通じて、海外展開計画策定から海外販路開拓、立ち上げまでを一貫して支援します。  
※支援の具体例としましては、商材輸出支援、現地工場設立支援、現地法人立ち上げ支援などです。
- ・ 必要に応じ、専門分野での個別相談支援その他のジェトロの支援サービス及びコンソーシアム内の他の参加機関のサービスに取り次ぎます。  
※一部の有料サービスをご案内することもあります。

### 3. ジェトロの費用負担

- (1) 専門家の人事費
- (2) 専門家の国内外出張旅費（ただし、項目4.(2)(3)記載分は除きます）  
※採択企業に上記費用をお支払いする趣旨ではありません。

### 4. 採択企業の費用負担

- (1) 採択企業の人事費、活動費並びに出張者の出張経費及び保険料等
- (2) 専門家の海外出張同行に関わる以下の費用等
  - ① 例：採択企業都合で専門家と同乗するタクシー・ハイヤー及びレンタカーの料金、展示会入場料等。
  - ② 受益者負担として事業計画実行段階（フェーズ3）認定企業の3回目以降の専門家の海外出張同行費用の一部（対象採択企業に対して事前確認を実施）。

- (3) 訪問面談日時及び海外出張日程等の確定後、採択企業の都合によるキャンセルが発生し、キャンセル等の連絡を受けた時点でのジェトロ側の交通費(航空券代を含みますが、これに限られません。)、宿泊費のキャンセル料(又はキャンセル不可であった場合の当該実費)等の費用が発生した場合の当該費用相当額
- (4) 弁護士、公認会計士、通訳、翻訳及び会社設立にかかる費用
- (5) 本サービスに基づく面談等がアレンジされた後で、天災、ストライキ、暴動、労働争議等の産業妨害、不可避的な事故、感染症、入国制限、その他のジェトロ又は専門家の責任によらない不測の事態や訪問先の都合により、当該面談等がキャンセルになった場合の費用・企業に生じた損害
- (6) その他、本サービスに関連して支出する一切の費用(ただし、(2)(3)を除き専門家的人件費及び国内外の出張旅費は、ジェトロが専門家に対し直接費用負担しますので、除外されます。)

### III. 申込要件

#### 1. 対象企業

##### (1) 企業規模

本サービスに申し込む企業(以下「応募者」)は、次のいずれかに該当することが必要です。

###### ① 中小企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者又はそれらの者で構成されるグループ

###### ② 中堅企業

①の者以外で、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第24項に規定する者であって、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社

※海外展開支援のコンサルティング等を業とする企業が、当該コンサルティング等の海外拠点設立及びライセンス輸出等を目的とする場合は対象外となります。

※「中小企業・小規模企業者の定義」、中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※「産業競争力強化法」、e-Gov

<https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

##### (2) 法令遵守

応募者及び当該応募者の役員は、次の全てに該当することが必要です。

- ① 国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為又は公序良俗に反する行為を行っていないこと、またその疑いがないこと。
- ② 国の補助事業に関する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」)に違反していないこと、また関係省庁の命令に違反していないこと。
- ③ 反社会的勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。

##### (3) 必要書類の提出等

応募者には、本申込要領の内容をご理解・ご承諾いただき、次の「IV. 申込方法」により申込書類等をもれなく適切にご登録・ご提出いただきます。必要書類に不足・不備がある場合は選考対象外となります。

##### (4) 進捗・成果報告・公開について

採択企業となった場合は、支援による進捗と成果把握のために、支援期間中及び支援期間終了後一定期間、ジェトロが実施する調査(支援前と支援後の輸出額、現地売上高の情報など)

にご回答いただくことがあります。また、新輸出大国コンソーシアム事業の利用実績については、関係省庁等の要請に基づき、適宜編集のうえこれを公表することがあります。

## 2. 業種

### 全業種

※なお、対応できる適切な専門家がない場合は、本サービスでの支援以外のサービスのご案内となりますので、予めご了承下さい。

## 3. 対象となる海外展開プロジェクト

次に定義する海外展開を「6. 支援期間」内に実現することを目指し、かつ、専門家のサポートを必要とし、申込フォーム等を記入・提出できるものであることが必要です。なお、事業展開しようとする対象の国・地域に対してすでに継続的な輸出が実現できている場合、プロジェクトの対象国・地域に現地事業拠点等が存在する場合、プロジェクトの進展の見込みがたたない場合など本支援の効果を期待できないと判断される案件は、原則、本サービスの対象となりません。

### (1) 輸出プロジェクト

- ① 申込時点で輸出製品・サービスが存在すること。  
これから製品・サービスを開発するプロジェクトは対象外。
- ② 商社・卸など商材を国内で調達して輸出を行う場合、調達元から対象商材の対象国への輸出に関して許諾を得ていること。
- ③ 海外展開を志向する国への輸出や現地代理店契約等を目指したプロジェクトであること。
- ④ 日本及び対象国で法令に違反する製品・サービスに該当しないこと。
- ⑤ 本サービスへの申込についての経営責任者の承認を得たプロジェクトであること。
- ⑥ B to B(取引先相手が企業であるビジネススタイル)案件であること。

### (2) 海外拠点設立プロジェクト

- ① 海外展開を志向する国への海外現地法人(製造・販売等拠点)、支店、店舗、駐在員事務所等の拠点設立や合弁、出資等を目指したプロジェクトであること。
- ② 本事業により海外拠点を設置した場合で、申込時点において、生産が始まっていない製造拠点設置プロジェクト、操業が始まっていない販売拠点設置プロジェクト、あるいは活動が始まっていないその他拠点設置プロジェクトであること。
- ③ 対象国の現地法令に従った拠点設立プロジェクトであること。
- ④ 本サービスへの申込についての経営責任者の承認を得たプロジェクトであること。

※輸出、海外拠点設立ともに対象となる海外展開プロジェクトについて、専門家、コンサルタント等名称を問わず、本サービスと並行して同時期に同内容で他の人的支援サービスを受けないことが要件となります。ただし、ジェトロが実施するコンソーシアムの専門分野の専門家をジェトロの承認をうけて利用する場合を除きます。

## 4. 対象国・地域

### 全世界

- (1)記載する対象国・地域の数は原則一つ。最大2カ国まで選択可能ですが、優先順位を付けてください。
- (2)対象国・地域については、実際の審査の運用や専門家の制約等の事情により主要国などに事实上限定される可能性があります。また、主要国であっても同様の事情により対応が不可になる場合があります。

## 5. 専門家

- (1) 「IV. 申込方法」による必要書類等により専門家のサポートを希望する内容を明確にしていただきます。
- (2) 専門家は海外展開に係わる知見を活用することにより、助言・情報提供等のコンサルティング及び海外出張同行等の支援を行います。
- ※専門家単独での営業その他の業務代行など請負とみなされる行為及び助言・情報提供等の範囲を超えた行為を承ることはできません。
- ※現地の状況や予算の制約等の理由により、支援メニューの一部（海外出張への同行支援等）を制限することがあります。

## 6. 支援期間

支援期間は、採択後に、採択企業、ジェトロ、専門家の三者で協議のうえ、決定します（最長で2026年2月28日まで）。

ただし、次の場合、設定した支援期間の途中であっても支援を終了します。

- (1) 採択企業が、事由の如何を問わず、本サービス提供期間の終期までに、海外展開プロジェクトについて、輸出、拠点設立の実現等の成果の見込みや達成への意欲が全くないとジェトロが判断したとき。
- (2) 採択企業が海外展開プロジェクトについて既に一定の目標を達成し、これ以上の支援は不要とジェトロが判断したとき。
- (3) 採択企業が申込要領に定める申込要件を満たさなくなった等、採択企業の状況が変化したとき。
- (4) 採択企業が「2025 年度専門家による海外展開支援 応募・利用条件兼同意書」に定める内容に違反したとき。
- (5) 採択企業又はその役員若しくは従業員が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
- (6) 採択企業が補助金適正化法に違反し、又は関係省庁の命令に違反したとき。
- (7) 採択企業がジェトロや専門家の助言又は指導に反する行為を繰り返したとき、又はその疑いが生じたとき。
- (8) その他、国内業務が多忙で海外展開に専念できない場合など、本サービスの継続が不相当であるとジェトロが判断したとき。

## 7. その他（採択企業に求めること）

- (1) 海外展開の体制整備に取り組んでいただくとともに、本サービスの担当者をジェトロに通知のうえ、ジェトロからの問い合わせ等に迅速にご対応いただけすること。
- (2) 必要に応じて、採択企業の費用で対象国・地域への出張が可能であること。
- (3) 本サービスの進捗と成果について、ジェトロに対し情報開示すること。

※本サービスにより海外展開を実現した事例については、ジェトロまたはコンソーシアム内の他の参加機関が、採択企業の了解を得たうえで、他の中堅・中小企業等に情報提供することができます。

## IV. 申込方法

### 1. 申込書類等

- (1) 申込フォーム（オンライン登録）
- (2) 決算報告書（直近 3 力年度を各年度単位で PDF ファイルとしサイズ 10MB 以下、ファイル名「企

業名\_(年度)\_決算報告書」と作成。2024年度本事業で提出いただいている場合は重複分についてはWEBフォームでの提出不要)。

(3) 支援対象製品・サービス掲載のURL(URLがない場合は、写真またはカタログをPDFファイル(サイズ10MB以下、ファイル名「企業名\_(対象製品・サービス名)」と作成。))でお送りください。

※決算報告書とは貸借対照表・損益計算書・販売費および一般管理費明細・製造原価明細(製造業のみ)・完工工事原価報告書(建設業のみ)です。

※設立直後等の理由で3カ年度分の決算報告書が提出できない場合は、その旨を連絡事項欄に記載してください。

## 2. 提出方法

### (1) オンライン登録・WEB送付

① 次のURLの申込フォームより必要事項をオンラインでご登録ください。

【申込みフォームURL】

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0070154T>

② ①のオンライン登録後、WEBフォームのリンクが自動返信メールで送付されます。このリンクより、必要事項をご記入いただき、決算報告書等申込書類をお送りください。

※WEB経由で、必要書類が送れない場合は、以下に郵送ください。また、自動返信メールが届かない場合は、お問い合わせ先まで、ご連絡ください。

#### 【郵送のあて先】

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外展開支援部中堅中小企業課ハンズオン支援班

新輸出大国コンソーシアム事務局 ハンズオン支援受付担当

※郵送の場合、封筒に「ハンズオン支援申込書類在中」と朱書きしてください。

※オンライン登録は2時間でタイムアウトとなります。入力の途中でタイムアウトすると、ご入力いただいたデータは消去されてしまいますのでご注意ください。

※登録の際には、決算報告書等をご準備の上でご登録をお願いします。

### (2) ご留意点

- ① お申込はオンライン登録が原則となります。ただし、設備の問題等でオンライン登録が難しい場合は「VI. お問い合わせ先」までご相談ください。
- ② 全ての申込書類等の受領をもって申込があったものとみなします。なお、当該書類等の提出後、採否決定までに申込を辞退する場合は、書面(メールも含む)にてご連絡ください。
- ③ 申込書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- ④ ご提出いただいた申込書類等の内容については、「新輸出大国コンソーシアムの運営に係る実施要綱」に則り適切に取り扱うものとします。
- ⑤ 申込書類等の作成・提出や面談に係る旅費など、本申込に関して生じた経費は応募者負担でお願いいたします。

## 3. 申込期限

予定件数に達し次第、終了します。

# V.選考・支援

## 1. 選考

### (1) 選考基準

前記「III. 申込要件」のほか、次の事項にもとづき選考いたします。

- ① 経営理念・戦略、海外展開の動機・目的が明確であること。
- ② 経営者と事業責任者のコミットメントと意欲があること。
- ③ 海外展開を可能とする実施体制が組まれていること。
- ④ プロジェクトの遂行が十分可能な財務基盤を有すること。
- ⑤ 海外展開の対象国が明確で、支援期間内での成果の実現が見込まれること。
- ⑥ 対象製品・サービス等の市場ニーズが見込まれること。
- ⑦ 本サービス支援期間内に展示会または商談会の具体的な参加計画があると尚可。
  
- ⑧ 「地域未来牽引企業」(経済産業省)、「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県からの承認をうけている事業者」(経済産業省)、「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」(中小企業庁)、「J-Startup 企業」(経済産業省)、「グローバルニッチトップ企業(経済産業省)等の選定企業、「JAPAN ブランド育成支援等事業」(中小企業庁)」採択企業、「海外展開ハンズオン支援(長期支援)」(中小企業基盤整備機構)卒業企業。「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(中小企業庁)、「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」(経済産業省)、「戦略的基盤技術高度化支援事業(成長型中小企業等研究開発支援事業を含む)」(中小企業庁)支援企業、「売上高 100 億円を目指す宣言」採択企業(中小企業基盤整備機構発表リストに基づく、2025 年 7 月開始予定)「新規輸出 1 万者支援プログラム登録企業」(ジェトロ)、「ジェトロ・メンバーズ会員企業」(ジェトロ)、「Japan Street 登録企業」(ジェトロ)、「中小企業海外ビジネス人材育成塾卒業企業」(ジェトロ)の対象になっていると尚可。また、「地方創生 2.0」に資する案件は尚可。
- ⑨ 対象製品・サービスが補助金適正化法第 2 条第 1 項に規定する国の「補助金等」若しくはこれに準ずる他の公的機関の給付の対象となっていると尚可(選定・対象年度及び応募者の海外展開プロジェクトとの関連性を勘案し、ジェトロが適当と認めたものに限る)。
- ⑩ 本選考後に中小機構やJICA等政府機関の専門家、コンサル等の人的サービスをハンズオン支援申込の同一国、同一製品・サービスで重複して利用していないこと。

※上記に加え、対象国の市場状況、規制状況、治安、専門家の専門分野、ジェトロの受け入れ体制等を含め、総合的に勘案いたします。

### (2) 選考方法

上記の選考基準に基づき、次のとおり審査のうえ採否を決定させていただきます。

なお、以下の記述中「面談審査(二次審査)」以降、採否の決定までの日程は、早くても 2025 年度の専門家の配置が完了する 2025 年 4 月上旬以降となります。

- ① 書類審査(一次審査)
  - ・ ご提出いただいた申込書類等にもとづき審査いたします。
  - ・ 審査を通過した応募者には、次の「②面談審査(二次審査)」の日程を電話またはメールにより通知いたします。すべての申込書の受領後、概ね2週間から1ヶ月程度を見込んでおりますが、申し込みの集中などにより2ヶ月程度かかる場合がありますので予めご了承の上、お申し込みください。なお、応募者の都合により審査を早めることはいたしかねますので併せてご了承ください。
- ② 面談審査(二次審査)

原則として代表者と事業責任者にご出席いただき、ジェトロの担当者と専門家候補との面談(またはオンライン面談)により審査いたします。

③ 専門家のマッチング

二次審査を通過した応募者には、対象国、業種、サポートを希望する内容等に応じて、適した専門家のマッチングをジェトロが行います。

④ 最終審査

採択企業選定審査委員会を開催し、最終審査を実施いたします。

⑤ 審査通過の場合

- 最終審査を通過した応募者には、審査通過の旨、採択通知書により通知いたします。
- 採択後、「新輸出大国コンソーシアム会員証」を発行の上送付いたします（すでに同会員証を送付済の場合を除きます）。
- 採択通知書送付の際にご案内させていただく「新輸出大国コンソーシアム」2025年度専門家による海外展開支援 応募・利用条件兼同意書につきましては、速やかにジェトロへの提出をお願いいたします。同意書(原本)の受領確認をもちまして、支援を開始いたします。

⑥ 審査不通過等の場合

- 上記①から④までにより、審査の結果、不通過となる場合、または専門家とのマッチングができなかった場合、その他のジェトロの支援サービス及びコンソーシアム内の他の参加機関のサービス等をご案内させていただきます。
- 不通過、不採択の理由や審査の過程の開示はいたしかねます。

⑦ 採択後に辞退する場合

- 採択後辞退届(定型フォーム有り)をご提出ください。

## 2. 支援

採択企業については、次のとおり支援を行います。

- 採択企業、ジェトロ、専門家の三者でキックオフミーティングを実施し、今年度の支援内容、支援期間等について確認いたします。
- 専門家が定期的に訪問・オンライン、電話等でアドバイスを行い、海外出張にも同行するなどして支援します。
- 専門家が、必要に応じて、専門分野での個別相談支援その他のジェトロの支援サービス及びコンソーシアム内の他の参加機関のサービスに取り次ぎます。
- ジェトロが定期的に支援活動のレビューを実施し、必要に応じて専門家の交替その他支援の見直しを行います。

### 【ご参考】採択後の支援の流れのイメージ

※詳しくはホームページをご覧ください。



・採択企業、ジェトロ、専門家の三者間で

- ①本支援における支援内容、支援期間等についての確認・合意
- ②支援開始時ロードマップの作成 ③同意書(原本)の提出等を実施。

・専門家のアドバイス（定期訪問・オンライン面談、電話等）を受けながら、事業計画書の作成を実施。

・事業計画作成にあわせて現地調査も実施し、海外展開計画の実効性を検証。

・フェーズ2支援で作成した事業計画書をジェトロ事務局にて検証し、事業計画実行段階（フェーズ3）の認定。

・認定後は、専門家による各種アドバイス（定期訪問・オンライン面談、電話等）および海外出張同行等の支援を受け、海外展開にかかる成果創出に向けた具体的な活動を実施。

・採択企業、ジェトロ、専門家の三者間で

- ①本支援の振り返り（事業計画の進捗および達成状況の確認、成果の報告、今後の課題抽出など）
- ②今後の計画策定およびジェトロに対する要望の確認等を実施。

(※)フェーズの説明

フェーズ1：採択企業の目指す海外展開が「構想段階」（申込時）

フェーズ2：採択企業の目指す海外展開が「計画策定段階」

フェーズ3：採択企業の目指す海外展開が「計画実行段階」

なお、案件の採択時期や内容によっては、今期の支援はフェーズ2で終了というケースもあります。

## VI.お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部中堅中小企業課ハンズオン支援班

新輸出大国コンソーシアム事務局 ハンズオン支援受付担当

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

【E-Mail】 [odb-pt-apply@jetro.go.jp](mailto:odb-pt-apply@jetro.go.jp)

【電話番号】 03-3582-8333 （9:00～12:00、13:00～17:00（土日、祝祭日を除く））